

計画の位置付け

国

<子ども・子育て支援法>
 ・市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て事業の提供体制の確保その他、この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

・市町村は、内閣府令で定めるところにより、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、「放課後児童健全育成事業」を行うものとする。

<新・放課後子ども総合プラン>
 ・全ての児童の安全・全ての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、小学校の余裕教室等の活用や、教育と福祉との連携方策等について検討しつつ、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を計画的に整備
 国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について、市町村は市町村子ども・子育て支援事業計画又は市町村行動計画に盛り込むこととする。

- ①放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量
- ②一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の2023年度に達成されるべき目標事業量
- ③放課後子供教室の2023年度までの実施計画
- ④放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策
- ⑤小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策
- ⑥放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策
- ⑦配慮を必要とする児童への対応に関する方策
- ⑧地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取り組み
- ⑨各放課後児童クラブが、放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策
- ⑩各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

現状

枚方市の放課後対策に関する計画

第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画
 (2020年度～2024年度)

1. 計画策定の趣旨
2. 現状と課題
3. 計画の基本理念
子どもが笑顔で健やかに成長できるまち枚方
4. 基本方向と施策目標
 施策目標1 子どもの人権擁護の推進
 施策目標2 子どもの貧困問題に対する施策の総合的な推進
 施策目標3 子どもの生きるチカラを育む環境の整備
 (6)障害のある子ども等への支援の充実
 施策目標4 子どもの個性や創造性を育む環境の整備
 (1)子どもの居場所づくりの推進 (2)子どものスポーツ活動の推進
 (3)子どもの文化芸術活動の支援(5)子どもの社会的活動の推進
 施策目標5 子育て環境にやさしい安全・安心なまちづくりの推進
 施策目標6 地域における子育ての相談・支援
 施策目標7子育て仕事の両立支援
 (2)放課後児童対策の充実
5. 目標事業量
放課後健全育成事業の量の見込みと確保方策

児童の放課後を豊かにする基本計画
 (2020年度～2024年度)

<計画の性格>
 全ての児童の豊かな放課後環境を整備するため計画

- 第1章 計画の策定にあたって
- 第2章 枚方市の現状と課題
- 第3章 計画の体系
 1. 基本理念
 2. 基本的な考え方
 3. 児童の生活環境の変化に応じた放課後対策の実施
- 第4章 これからの放課後対策の方向性
 1. 留守家庭児童会室事業
 2. 放課後自習教室等事業
 3. 放課後子ども教室事業
 4. 留守家庭児童会室・放課後子ども教室・放課後自習教室等の総合的かつ効果的・効率的な運営と連携
- 第5章 計画的な放課後環境の整備
 1. 国が掲げる目標と現在の本市の状況
 2. 計画的な放課後環境整備の内容

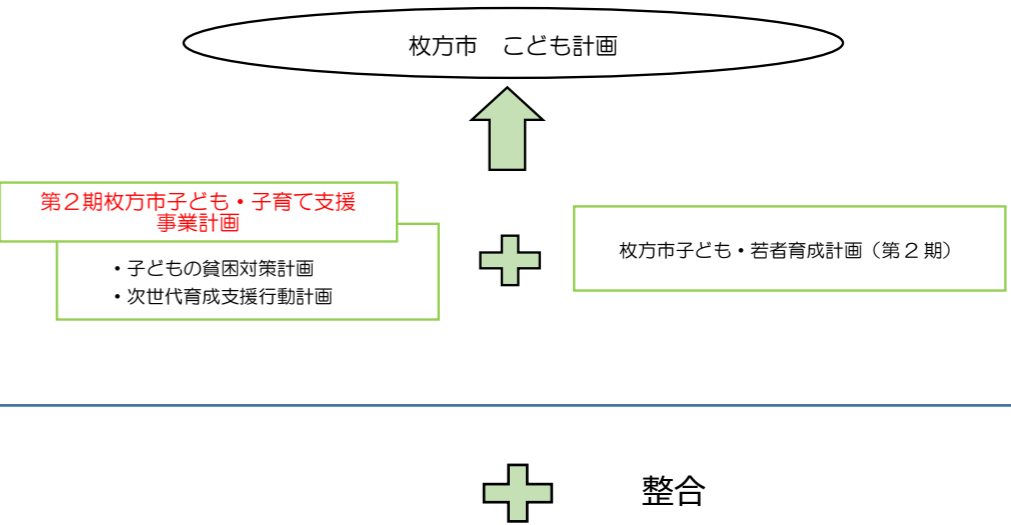
今後

国

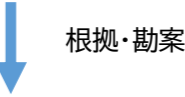
○こども基本法
 ○児童福祉法
 ○子ども・子育て支援法
 ○社会教育法等関係法令
 ○こども大綱
 ○こども未来戦略方針「加速化プラン」
 全ての子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な経験・活動を行うことができるよう新・放課後子ども総合プラン(2019年度～2023年度)による受け皿の拡大を着実に進めるとともに、放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から常勤職員配置の改善などを図る
 ○放課後児童対策パッケージ(新・放課後子ども総合プランを継承)

枚方市

市町村は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとする。
 市町村子ども計画は、既存の各法令に基づく以下の市町村計画と一体のものとして策定することができる
 ①子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する市町村子ども・若者計画
 ②子どもの貧困対策推進に関する法律第9条に規定する市町村計画
 ③その他の法令の規定により地方公共団体が策定する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの
 【枚方市】
 第2期枚方市子ども・子ども子育て支援事業計画・②、③を一体した計画
 枚方市子ども・若者育成計画(第2期)・①にあたる計画



国の児童の放課後対策の考え方や新たに子ども家庭庁が策定した「こどもの居場所づくりに関する指針」等を踏まえ、本市のこの間の事業に対する課題への対応等、具体的な方策を盛り込んだ児童の放課後に関する計画



根拠・勘案

